

大阿蘇病院 通所リハビリセンター運営規程
(介護予防)

医療法人 社団大徳会 大阿蘇病院

大阿蘇病院 通所リハビリセンター運営規程

(事業の目的)

第 1 条 指定居宅サービスに該当する大阿蘇病院通所リハビリセンター（以下「通所リハビリセンター」という）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 通所リハビリセンターは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行うとともに、通所リハビリセンターの事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。

具体的運営方針については、次の各項に定めたとおりとする。

- ① 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第 1 項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- ② 通所リハビリセンター従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- ③ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努める、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(名称及び所在地)

第 3 条 指定介護予防通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 大阿蘇病院通所リハビリセンター
- (2) 所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5833 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

1. 当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

| | | |
|--------|------|-------|
| 医師 | 1名以上 | 常勤兼務 |
| 理学療法士 | 3名以上 | 常勤兼務 |
| 看護職員 | 2名以上 | 常勤専従 |
| 介護職員 | 7名以上 | 常勤専従 |
| 介護職員 | 1名以上 | 非常勤専従 |
| 管理栄養士 | 1名以上 | 常勤兼務 |
| 送迎担当職員 | 1名以上 | 常勤兼務 |
| 送迎担当職員 | 1名以上 | 非常勤専従 |
| 介護事務職員 | 1名以上 | 常勤専従 |

2. 従業者の職務内容

(1) 管理者

- ① 当通所リハビリセンター従業者の管理及び当通所リハビリセンターの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況把握及びその他の管理を一元的に行う。
- ② 当通所リハビリセンター従業者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師及び理学療法士、作業療法士、看護師、介護士その他専ら指定予防介護通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」）

- ① 診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定予防介護通所リハビリテーション計画を作成する。
- ② 医師等の従業者は、それぞれの利用者の応じた指定予防介護通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明をする。
- ③ 指定予防介護通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- ④ 指定予防介護通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、指定予防介護通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診察記録に記載する。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日：月曜日から土曜日の週6日間とする。

(休日は、年末年始休日の12月31日・1月1日・1月2日・1月3日)

2. 営業時間：午前8時から午後5時までとする。

(通所リハビリセンター利用定員)

第6条 当通所リハビリセンターの利用定員は1単位の70名とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条

指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 6時間以上7時間未満の指定介護予防通所リハビリテーション
- ② 居宅と大阿蘇病院通所リハビリセンター間の送迎
- ③ 通所リハビリセンターにおける入浴介助
- ④ 通所リハビリセンターにおける食事提供

医師等の従事者が共同で作成したリハビリテーション計画に基づき下記の訓練等を行う。

- ① 日常生活動作に関する訓練
- ② 自助具適用・使用訓練
- ③ 運動療法
- ④ 物理療法
- ⑤ 歩行訓練・基本的動作訓練
- ⑥ 治療用ゲーム・手工芸用具を使った趣味的訓練

(利用料及びその他の費用の額)

第8条

1. 利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、提供したサービスが法定代理受領サービスの場合はその1割(または負担割合によって)とする。
2. 前項の費用に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施区域)

第9条 当通所リハビリセンターの事業の実施区域は、次のとおりとする。

- ① 阿蘇市
- ② 阿蘇郡産山村

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 本事業所が提供する指定介護予防通所リハビリテーションの利用者又はその家族は、次の点に留意する。

- ① 指定場所での喫煙等火災予防の励行。
- ② 危険区域及び立入禁止区域等への立入禁止。
- ③ 医療機器、リハビリ機材等無断使用の禁止。
- ④ 他の利用者等に迷惑を掛けぬよう留意する。
- ⑤ 運営事業者の「施設利用上の注意事項」に定められた事項。
- ⑥ 利用者は、リハビリテーションの中途について、心身の状況に不具合を生じた場合は直ちに従業者に申し出ること。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供をおこなっている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡を行い対応する。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法 8 条に規定する防火管理者を設定して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護師を当てる。
- (2) 始業時、終業時には火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために、自営消防 隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消火訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練 年 1 回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 災害への地域と連携した対応の強化を行う。
 - ① 災害訓練等で地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(感染症対策)

第 13 条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の取組を行う。

- (1) 当院の感染委員会に属し、委員会の参加、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を行う。

(業務継続に向けた取組の強化)

第 14 条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を行う。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を行う。

(ハラスメント対策の強化)

第 15 条 職員・利用者からのハラスメント対策の強化を行う。

- (1) セクシャルハラスメントの方針や相談体制の整備等の措置を講じて行く。
- (2) パワーハラスメントの方針や相談体制の整備等の措置を講じて行く。

(高齢者虐待防止の推進)

第 16 条 高齢者虐待防止の推進を行う。

- (1) 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じて行く。
- (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会を定期的に開催を行う。
- (3) 委員会の結果を従業者に周知徹底を図っていく。
- (4) 虐待防止のための指針を整備して行く。

(身体拘束等の適正化の推進)

第 17 条 身体拘束等の適正化の推進を行う。

- (1) 身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じて行く。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催を行う。
- (3) 委員会の結果を従業者に周知徹底を図っていく。
- (4) 虐待防止のための指針を整備して行く。
- (5) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録を行う。

(苦情処理)

第 18 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

1. 介護予防通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。
2. 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
3. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
4. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
5. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
6. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。
7. 指定居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
8. 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに主治の医師に連絡し、対応してもらう等必要な措置を講じる。
9. 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。(損害賠償保険加入者証写し添付)
10. 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
11. 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

第 20 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 社団大徳会 大阿蘇病院管理者と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 7 月 17 日から一部改訂し施行する。

平成 19 年 10 月 1 日に一部改正し施行する。

平成 19 年 11 月 1 日に一部改正し施行する。

平成 21 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。

平成 21 年 8 月 1 日に一部改正し施行する。

平成 22 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。

平成 23 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
平成 24 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
平成 25 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
平成 28 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
平成 30 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
平成 30 年 8 月 1 日に一部改正し施行する。
平成 31 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
令和 3 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
令和 5 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
令和 6 年 6 月 1 日に一部改正し施行する。
令和 6 年 10 月 1 日に一部改正し施行する。
令和 7 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。